

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 平成23年分の所得税の更正加算税の賦課決定通知書の処分取消請求上告事件

国側当事者・国

平成28年6月2日棄却・確定

(控訴審・名古屋高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年1月29日判決、本資料266号-12・順号12790)

(第一審・津地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年8月27日判決、本資料265号-131・順号12714)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
同指定代理人	大西 篤史

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成28年6月2日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 山浦 善樹

裁判官 池上 政幸

裁判官 大谷 直人

裁判官 小池 裕